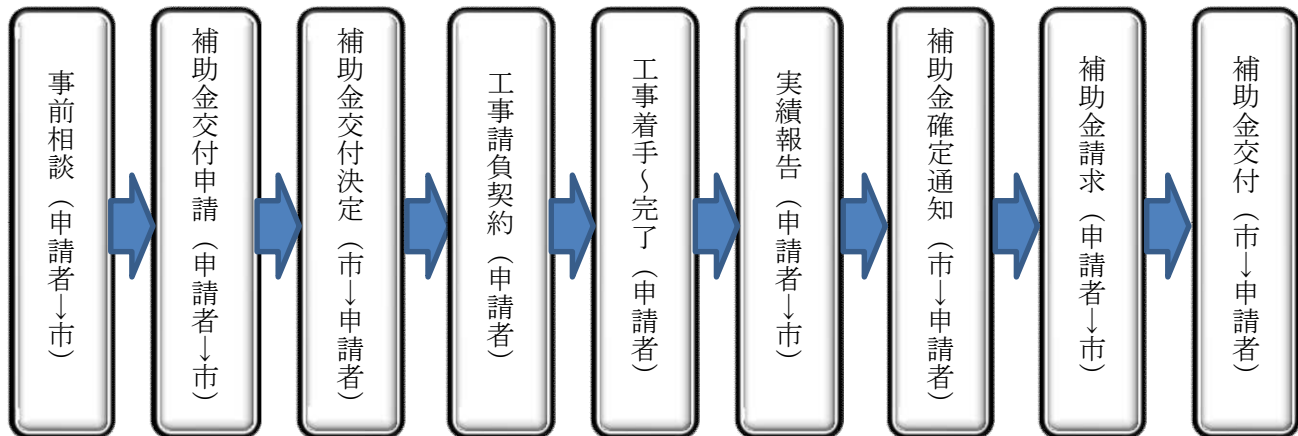


補助金交付までの流れ



手続きの概要

※「西都市住宅等除却事業補助金交付要綱」による。

【事前相談】

補助の対象となるのかの確認及び提出書類等のご案内などをします。
書類に不備がある場合には受付できません。
予算に達し次第受付を終了します。

【工事着手～完了】

工事着手後の主な提出書類

- ・工事着手届（様式第4号）
- ・請負契約書の写し

工事内容等に変更があった場合や工事を中止する場合には手続きが必要となります。

【補助金交付申請】

交付申請時の主な提出書類

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・住宅等及び敷地の登記事項証明書
※未登記の場合は、固定資産台帳記載事項証明書（土地・家屋・償却資産名寄帳）
- ・戸籍謄本及び相続関係説明図
- ・工事工程表
- ・建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）
- ・現況写真（対象建築物等・敷地）
- ・除却工事費の見積書又はその写し
- ・市税完納証明書（共有者含む）
- ・除却に係る同意書（様式第2号）
- ・市内施工業者であることを証する書類
- ・その他補助要件等確認のための書類

【実績報告】

実績報告時の主な提出書類

- ・実績報告書（規則第14条による）
- ・除却工事費の領収書の写し
- ・除却工事費の明細書又はその写し
- ・除却工事写真
- ・廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- ・跡地の適正管理等に係る誓約書（様式第8号）

※確認等が必要な場合に、この他にも書類の提出をお願いすることがあります。

偽りの申請や不正な手段により補助金の交付を受けたときは、西都市住宅等除却事業補助金交付要綱の規定に基づき、交付決定の取消しや補助金の全額又は一部を返還していただくこととなります。